

○内谷重治市長 午前中の小関勝助議員の一般質問の再質問におきまして、私の答弁の中で不適切な表現がございましたので、おわびを申し上げます。

西廻り幹線道路の重要性についてどう考えるかということについて、長井の地形的な問題をお話しました。その中で最上川、白川、野川というふうにお話ししたところでございますが、最上川の東の伊佐沢について「飛び地」というような非常に不適切な表現をしてしまいましたので、おわびを申し上げますというふうに思います。

なお、後日、会議録ができました段階で議長の許可を得て修正いただけるよう、お願いしてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

まことに申しわけございませんでした。

○町田義昭議長 それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

です。

ことしは春先の天候不順があり、おくれが心配されていましたが、長井市の田んぼは田植えも終わり、苗が整然と育っています。このところの好天もあって順調に育っている苗を見て、ことしも豊作であってほしいと願っています。整然と植えられている苗、さほどの段差もなく整えられている田んぼ、そして大型の農業機械が働いている田んぼを見るたびに、私たちが中学生だったころまでとは農作業そのものが随分と変わったものだと感じます。人手がかからなくなったのも大型の農業機械を活用できるのも農業技術や機械化が目覚ましく発展したと考えられますが、同時に私は田んぼそのものが面的に整備をされてきたことこそ、今日の稲作事情に大きな影響を与えたと感じています。このような圃場の面的な整備は、しかし、一朝一夕になされたものではありません。

先日、野川土地改良区からいただきました資料によりますと、野川土地改良区は1962年（昭和37年）6月12日に設立をされ、昭和38年から平成16年まででかんがい事業や圃場整備事業、農地開発事業などの県営事業が5事業、圃場整備や農道整備、そしてため池整備などの団体営事業が6事業、県単独事業が1事業、改良区単独事業などで3事業、合計16事業が展開をされてきたということであり、これら16事業に係る総事業費は148億9,989万8,000円、うち県などからの補助金額は98億8,991万6,000円、地元負担金総額は49億9,401万1,000円という膨大な事業費をかけて展開されてきたとありました。特にこれら16事業の中でも県営圃場整備事業は大きかりに展開されてきたことが明らかにされています。資料では、県営圃場整備事業は昭和40年から開始されており、置賜野川右岸と左岸側でそれぞれ第1期から第3期までの工区で事業が展開をされ、平成11年の宮原地区圃場整備事業を含めれば、2,009.5ヘクタールの圃場を整

+

高橋孝夫議員の質問

○町田義昭議長 順位3番、議席番号10番、高橋孝夫議員。

（10番高橋孝夫議員登壇）

○10番 高橋孝夫議員 あやめ公園開園100周年ということで、今回は議場にアヤメの花が飾られています。大変いい環境で質問ができることをうれしく感じているところです。

さて、私は長井市の基幹産業である農業が今後とも持続的に展開されるよう願いながら一般質問を行います。通告しております2点について順次質問申し上げますので、それぞれ前向きで明快な答弁をいただきますよう、冒頭をお願いをしておきたいと思っております。

質問の第1は、土地改良事業の今後について

+

+

備したということになり、それに要した事業費は70億1,059万8,000円、うち県の補助金は52億199万円、地元負担金は17億9,664万円ということになっています。野川土地改良区の総事業費の約半分を費やして、稲作農業の基盤とも言える圃場整備事業を展開してきたということになるわけです。

こういった基盤整備の上に、今日の長井市の稲作農業が成り立っているといっても過言ではないと私は感じましたし、同時にこの事業展開に当たって関係された農家の皆さんや改良区の皆さん、そして多くの事業関係者には頭が下がる思いです。大変な時間とお金、そして労力をかけて展開されてきたこの圃場整備などの事業ですが、年数が経過をする中ではさまざまな課題も出てきているようです。稲作農業を持続的に展開する上では放置できない課題と考えられることから、以下、項目に沿ってお伺いをしたいと思います。

第1点目は、現状の水路等の状況はどうなっているのかについて、農林課長に伺います。

資料によりますと、県営かんがい事業は昭和38年から昭和60年までの23年間で整備されているようで、幹線水路など2万5,465メートルを敷設したということになっています。そして、さきに申し上げましたように昭和40年からは圃場整備事業が野川右岸と左岸側に分けて昭和57年まで展開され、その際には各種の水路などがあわせて整備をされてきたこととなります。しかし、幹線水路等の敷設から既に46年も経過している今日、土地改良区が管理をする水路を含む各種構造物は全体的に劣化しているのではないかと考えられます。主にコンクリートの劣化による損傷などが考えられるわけですが、現状はどのような状態になっていると把握をされているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、補修工事などの状況について、農林課長に伺います。

申し上げましたような劣化による各種損傷は放置できないと考えます。農作業に影響がでること、作付や収穫作業にも影響すると考えられること、また、農作業に危険が伴うことや何よりも生産基盤が損なわれてしまいかねないことから、何らかの補修工事や対処が展開されてきたと考えられます。この間、具体的にどういった補修などが行われてきたのか、その際の事業費負担はどうだったのか、お聞かせをいただきたいと思います。また、実施計画書では平成24年度まで毎年度、農道4キロメートル、水路300メートルを整備する計画となっていますが、この考え方も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

同時に、6月定例会初日に平成21年度長井市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がなされましたが、その中に地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として農地有効利用支援整備事業費補助金198万円が示されています。産業・建設委員会協議会に示された資料によりますと、これは、野川土地改良区が実施する経年劣化し、機能が低下した水路更新整備事業への補助で、補助率は30%ということであります。具体的には時庭波化、白兔、勸進代里巻、九野本岩柄地区での排水路整備工事に係る補助金ということのようですが、こういったたぐいの補助金を今後とも要望があれば手当てをしていくということになるのか、あるいは国の臨時交付金があったから該当させたということなのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

第3点目は、全体的な調査と改修計画を立てる時期に来ているのではないかと思うがどうかについて、農林課長に伺います。

野川土地改良区のお話では、「管理している幹線水路などについては一部調査しているが、全体までとはなっていない」。また、「田んぼのわきにある排水路や用水路については、それぞれの維持管理会で調査などをしてもらってい

+

る」ということであります。さきに申し上げましたように整備工事完了から40年以上が経過していること、稲作農業を持続的に展開する上では放置できない生産基盤であること、農作業などの安全面からも看過できる問題ではないこと、水田の持つ緑のダムといった各種機能を保全する意味からも早急に対応を検討していくことが求められていると、私は強く感じます。全体的な実態を早急に調査すること、その上で改修計画を立てていく時期に来ていると私は感じますが、今後どのような手法で、あるいは機関で展開されようと考えておられるのか、現時点での農林課長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。あわせて、その際にクリアしなければならない課題や、財政的な措置についての課題などもお聞かせいただきたいと思っております。

第4点目は、市の対応とかかわり方について、市長に伺います。

冒頭に申し上げましたように、圃場整備やかんがい事業は多くの時間とお金、そして労力を要しています。それらを改修するという場合にも、当然にして多くのお金が必要となることは間違いないことと感じます。昭和38年からの土地改良事業の多くは、県営事業として展開されてきたことはご案内のとおりですが、各種構造物が経年劣化して損なわれた場合、あるいはそれらが持っている機能が低下した場合における補修などの工事に関する県の関与は、契約上何もないというのが野川土地改良区のお話でした。人間がつくったものは必ず壊れるし、破壊されるということは、これまでのさまざまな構造物や建物などを見ても明らかです。いつか必ずこういった事態が来ることは当初から念頭に置いておく必要があるということです。しかし、現実的に対応策はないし、償却資産などとしての積み立てもないという状況から改修等を進めていかざるを得ないということになります。申し上げているような欠くことのできない生産基盤

であることを考えれば、土地改良区や農業者に対応をすべて任せることにもならないと私は感じています。

私は、1つは、まず実態を把握をした上で全体的な改修計画を立案をしていくこと、2つは、それに基づいて国や県との協議を早期に詰めていくこと、特に財政負担をどうしていくのかについては新たな制度をつくることも含めた検討を行うこと、3つは、市が展開可能な財政支出策を検討していくことなどを進めていく中で、この問題に関するかかわり方を早急に確立する必要があると考えますが、いかがでしょうか、市長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

質問の第2は、遊休農地の活用策についてです。

6月定例会に上程されております議案第53号長井市一般会計補正予算第3号を見て、私はちょっと驚きました。この3月に当初予算を決めたばかりなのに、3カ月後には1億円を超える補正予算が計上されたということについて驚いたところです。内容的には、そのうちの65.1%を農林予算が占めています。そして、財源はほぼ同額が県補助金で賄われている状況になっています。具体的には農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金1,290万4,000円、経営体育成交付金5,410万6,000円などとなっているものであります。農林課が産業・建設委員会協議会に示した資料によりますと、この農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金の中で、はぎ&桜という事業体に事業費386万円のうち128万6,000円を補助するとしております。事業内容としては、遊休農地を活用して80アールに1,000本のブルーベリーを植栽し、はぎの湯と桜湯を連携した農業観光型の果樹園を創出するというものであります。私は、この事業内容に異論を持つものではありません。逆に、遊休農地が年々拡大するという状況の中では画期的なことと感じますし、ぜひ成功してほしいと

考えています。

そして、このたび私は、この遊休農地の活用策について基本的なことをお聞きしたいと思います。私は、遊休農地イコール耕作放棄地と考えておりましたが、概念は違うということであり、不勉強さを痛感をさせられたところです。遊休農地とは、農地であって現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものであり、耕作放棄地とは、もともとは耕作されていたけれど、過去1年以上、作付されていない農地ということでもあります。私には、どこがどう違うのか、いまだに判然としませんが、こういった規定のもとに分類をされているようです。そして、遊休農地の存在は雑草や雑木の繁茂や病虫害発生の温床となるばかりでなく、景観への悪影響や保水力の低下など、農地の持つさまざまな機能が失われかねず、回復には労力とお金がかかると言われていたことは、ご案内のとおりです。そこで、以下、具体的にお伺いいたします。

第1点目は、遊休農地の現状について、農林課長に伺います。

最近、長井市においても遊休農地が拡大をしているという話をお聞きする機会がふえましたし、実際にリンゴやブドウの作付をやめたとか、ちょっと山手に入ると耕作されていないし、手がかけられていないと判断できる農地が目につくようになってきていると感じています。長井市の場合は、こういった遊休農地と言われる農地はどれくらいあるのでしょうか。まず、お聞かせをいただきたいと思います。

全国の遊休農地の面積を調査した資料を見ますと、山形県の場合は遊休農地と言われる農地面積は4,798ヘクタールとされているようです。その4,798ヘクタールの遊休農地のうち、農地への復元可能性が容易であると判断できる農地面積は4ヘクタール、やや容易であると判断される農地面積は2,107ヘクタール、可能と

思われる農地面積は2,348ヘクタール、困難と思われる農地面積は339ヘクタール、非常に困難と思われる農地面積はゼロとなっているようです。長井市の遊休農地は、申しあげましたような分類をすれば、どのようになるのかについてもお聞かせをいただきたいと思います。一口に遊休農地といっても、その形状や状態はさまざまと考えますが、長井市の場合は、今後手を加えれば農地として回復できると判断できる農地面積はどれくらいになるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

第2点目は、活用までにはクリアしなければならない課題が多いと思われるが、どうかについて、農林課長に伺います。

さきに申しあげましたように、遊休農地を復元するには大変な労力とお金がかかるわけですが、どうなんでしょうか。私は、遊休農地80アールに1,000本のブルーベリーを作付するという農地というか、山のふもとに行ってみました。農地とはいうものの荒れ放題という状況と、既にカヤが自生しており、ブルーベリーを作付できるようにするまでには、重機械などを駆使して根気よく頑張らないと大変だと感じたところです。もちろん、それ相応の時間もお金もかかるのではないかと感じました。同時に、その農地の周囲は以前、桑畑として活用していた農地と隣接をしており、桑の木がそのまま放置されていましたし、サクランボをつけたと思われる土地も隣接をしていて、病虫害対策も大変なのではないかと感じてきたところです。リンゴの栽培をやめる場合は、リンゴの木を切らなければならないとか、ブドウの場合もブドウの木を処分するなど聞いたことがあります。この場所は桑もサクランボもほったらかしという状態でありました。こういったことを考えれば、遊休農地を復元するには想像以上の課題があると感じますが、具体的にはどうでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

+

同時に、補正予算で示されたように、今後も農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業を活用して遊休農地活用の財源を該当させることができるのか、あるいはほかに事業メニューがあるのかどうかも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目は、先進事例に学ぶことも必要と思うがどうかについて、市長に伺います。

全国的に拡大している遊休農地対策として、全国農業会議所は「遊休農地の解消に関する取組指針」を示しています。そして、これらの指針などを実践している自治体が全国的にふえていることもご案内のとおりです。取り組みはさまざまで、そばを作付するとか、菜の花畑にするとか、市民農園として開放するとかという事例があるようですが、私はこれらは長井の場合にはなかなか当てはまらないと感じています。なぜならば、こういった取り組みができるような土地の形状とは異なるのが長井の実態だと感じられるからです。

私は、遊休農地を復元するには家畜の力をかりることに着目してはどうかと考えています。家畜が雑草などを食べてくれれば草刈りの手間が省け、家畜の排せつ物は土に栄養をもたらすことを活用している事例は、全国的に展開されているようです。粗飼料自給率が低く飼養コストが高くなっている状況から、粗飼料自給率向上によるコスト低減策の一つとして推奨している県も幾つか出ています。具体的には、奈良県家畜技術センターでは和牛をレンタル牛として貸し出しをする制度をとり、牛の採食による草刈り効果やえさ代の節約とあいた牛舎で牛の増頭が可能としていますし、福島県田村市、和歌山県田辺市、栃木県鹿沼市、山梨県韮崎市などでも肉用牛を遊休農地に放牧するという手法をとっています。また、山口県田布施町では地元農業高校が羊を放牧して除草効果を実証実験していますし、鳥取県米子市ではヤギを放牧し

ているという事例もあるようです。もちろん農家などとの連携をどう図っていくかなどの課題も多いと感じますが、長井市単独ではなく、県にも働きかけを行いながら展開できる体制づくりの検討を進めることも大切なことと感じます。その上で山形県や長井市に合った方策の研究も求められていると私は考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いをし、以上で壇上からの質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 高橋孝夫議員の質問にお答えいたします。議員の方から2つ質問いただきました。

まず第1点目の土地改良事業の今後についてでございますが、議員の方からは土地改良の老朽化した施設といいますか、それらの問題に関する市のかかわり方の整理をしていくべきではないかと、市が展開可能な財政支出策を検討していくことも含めて市のかかわり方ということでございますが、市といたしましては、やはり土地改良区の考え方が一番大切だろうというふうに思います。これは組合員、農家で構成される団体であるわけですから、その土地改良区が将来どのように考えておられるかということが基本だというふうに思います。そして、必要な事業だというふうなものに関しましては、例えば県営事業で事業を実施すると、そういったときに負担割合のガイドラインに沿った負担が生じると、これは市の方の負担でございます。財政的なことも視野に入れつつ、土地改良区との連携を密にして計画的な事業化を県に働きかけていきたいと考えております。

ただ、実態として国の方では来年度の農家戸別所得補償対策といいますか、それにことしは前倒しとしてモデル対策事業を実施しているわけでございますが、一方で土地改良の事業に対しての支援は事業仕分け等で削られております

ので、そういった意味では県の方でも今後、土地改良事業に対しては制限をかけざるを得ないような国からのそういった一方的な切り捨てによって今後の見通しが大変厳しいものだというふうに見ておりますし、あと農家側といたしましては、例えば長井市内でも野川土地改良区の総合的な整備が終わった今から30数年前と現在を比較しますと、詳しい資料はちょっと私持ち合わせてないんですが、多分、農家の数が半減しておりますので、2つ課題があると。1つは、農家の高齢化と、それから非耕作者になっていると。借地として土地は持っているものの、認定農家などを中心とした担い手にその土地を借地しているというのが実態かと思えます。そうしますと、その農地で生産を上げているわけではないので、そういった所有者が非農家である、あるいは非耕作者である農家が投資してまでも、いわゆるお金をかけてまでも、もう1回再整備をするということに対して、土地改良区として同意がとれるかという非常に厳しい課題があるんじゃないかというふうに思っております。そういった意味では、山形県は国の食料自給率100%を目指すといった中で、北海道、秋田、山形ですか、3番目で100%を超えている県がありますが、そういった意味で自給率の向上に合わせて、やはりこういった課題もきちんと国にその実態を把握していただき、それ相応の対応、支援策を講じてもらうように、やはり土地改良区はもちろんですが、我々市も声を上げていかなきゃいけないというふうに思っております。

次、2点目の遊休農地の活用策でございますが、私の方からは先進事例に学ぶことも必要と思うかどうかという点でございます。

長井市で過去に農業委員がかかわった遊休農地解消の実例といたしましては、平成17年度に西根地区で遊休畑地をたばこ畑として耕作した例、また18年度に平野地区でホップ畑跡地の棚

を除去いたしまして大豆を耕作した例、19年度には西根地区で、農地・水・環境保全向上対策を活用して耕作放棄田を復田させた例や、平成20年度では伊佐沢地区でリンゴ畑の跡地をソバ畑として耕作した例などがあります。

議員からご提案のあった家畜を活用した遊休農地解消対策でございますが、飯豊町と小国町で試験的に実施した経過があるようでございます。両町ともに畜舎の近くにある遊休農地を活用した事例のようでございます。

実際に行うとしても、畜舎からの家畜の移動が必要などころでは難しい面もあるのではないかなというふうに考えておまして、今後とも先進地の事例などを参考に、農業委員の方々や担い手の皆様とともに遊休農地解消策について検討をし、市としてもできるだけの支援をしていくということが必要なんではないかというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 高橋孝夫議員のご質問にお答えいたします。

土地改良事業の今後についてという中で、1番目に現状の水路等の状態はどうなっているかというご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、市内水田の大部分は、昭和40年代から50年代に整備されておまして、既に30年から40年経過していることから、全体的に老朽化が進行していると思われれます。ただ、土地改良財産でございますので、農林課としての実態の把握までにはいたしてない状況でございます。

なお、野川土地改良区が平成19年度に行いました幹線水路の外観調査では、部分的に補修などを要するとされた延長は野川の左岸地区の第1号、第5号幹線水路、約1万3,600メートルのうち約600メートル、右岸地区の3号幹線水路では3,100メートルのうち570メートルという

+

ことでございます。あくまでも幹線部分でございまして、それから通じております支線については、水路の溝畔、水路があって、その上ののり面の崩れ等も含め、まだまだ多いというふうに見込まれますけれども、そこまでの調査までには至っていないというふうな状況だというふうにお聞きしております。

補修工事などの状況でございますけれども、最近の例を申し上げたいと思います。

平成16年から18年度にかけては、県営事業で勸進代地区水田農業振興緊急整備事業によりまして、用排水路3,300メートルの整備に対して、長井市といたしましては10%の補助をいたしたところでございます。事業費が1億3,850万円ということで、国50%、県30%、市が10%、受益者が10%という割合でございました。

平成17年度におきましては、土地改良施設維持管理適正化事業によりまして、泉地区の羽黒排水路の整備460メートルを整備してございまして、事業費が1,250万円で、そのうちの20%を市が補助をいたしております。

平成21年度におきましては、農用地有効利用支援整備事業によりまして、用排水路405メートルを整備してございます。事業費が360万円で、うち市が15%、経済対策臨時交付金を活用して補助をいたしました。

また、先ほど議員からもございましたが、平成22年度で土地改良区の担当事業といたしまして、用排水路を480メートルですが660万円の事業費で、うち30%をきめ細かな臨時交付金で対応をいたしたところでございます。

野川土地改良区では、これも含めまして維持補修工事費用として、年間約1,000万円を予算化されているというふう聞いております。

昨年度につきまして、農地有効利用支援整備事業として200万円以下の小規模事業に対する国庫補助制度が新設されましたので、改良区として早急に整備を要する、今回繰り越しをいた

しました箇所ですが、上記5カ所申請し、採択となる見通しでありましたけれども、事業仕分けによりまして予算半減の上、21年度で廃止となった経過がございます。幸いにして昨年度は臨時交付金を充当可能でありましたし、今年度はきめ細かな臨時交付金の充当ができましたので予算化をしていただきますけれども、今後はそうした措置を見込めませんので、県営事業などによる計画的な対応をしていただくようお願いをしたいと思います。

そのようなことであれば、県営事業の負担割合のガイドラインに沿った市として10%の補助をすることができるというふうにご考えているところでございます。

全体的な調査と改修計画を立てる時期に来ていると思われるがどうかというご質問でございますが、先ほど申し上げたように、施工後40年くらい経過している状況から、まず現状把握、調査を進めて、多大な経費を伴う全線の更新となる前に適切な補修等を行いまして、施設の長寿命化を図ることが重要だというふうにご考えております。

そのためにも早期に計画的な対応が必要と考えていますが、その調査、補修経費につきましても県営事業などを活用して、農家の負担の軽減に努める必要があるというふうにご考えているところでございます。

続きまして、遊休農地の活用策でございますが、遊休農地の現状というようなことのご質問でございました。

高橋議員が述べられましたデータにつきましては、多分平成12年の調査の結果のようでございます。その当時の数字で長井市の遊休農地は53ヘクタールでございました。うち復元可能性が容易である面積は18ヘクタール、やや容易と判断される面積は35ヘクタールというふうに区分されるようでございます。

平成21年8月に農業委員会におきまして、市

内全域について遊休農地の調査を行っております。結果として、本市における遊休農地は、致芳が5.73、西根が10.35、平野は0.24、伊佐沢が20.82で豊田が20.82ヘクタールと、いずれもヘクタールでございますが、各地区の中山間地に存在しております……。

（「合計で何ぼだ」の声あり）

○那須宗一農林課長 合計で57.60ヘクタールでございます。

いずれにしても、各地区の中山間地に遊休農地がありまして、その一方、土地基盤整備が進んでいる平たん部、水田地帯にはほとんどないというふうなところでございます。

ちょっと、また調査の時期は異なりますけれども、平成17年に遊休農地を調査した結果でございますが、当時は58.2ヘクタールでございます。これに遊休農地になるおそれのある農地、ちょっと危ないと思われるような農地でございますが、それを46.8ヘクタールを含めて105ヘクタールというふうに把握をしておったようでございます。

要活用農地については、担い手への利用集積など地域農業の振興を図る上で重要であり、農業上の利用増進を図る必要がある農地というふうに考えておりますが、これについては、西根、伊佐沢、豊田、それぞれの地区を中心に12.1ヘクタールあります。要活用農地以外に区分された農地、なかなか難しいというふうなことでございますが、これは92.9ヘクタールあるというふうに調査の結果がでございます。要活用農地以外の農地につきましては、地域の状況などにより、林地化とか景観作物の作付などを農業生産以外の利用を進めることが必要でないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、活用までにはクリアしなければならない課題が多いと思われるがどうかというご質問でございますが、ただいま申し上げましたように、遊休農地の大部分が中山間に位置し

ておりまして、西根地区や伊佐沢地区の沢合いの水田、西根地区、致芳の白兔地区では、桑畑跡地などが多くなっております。また、豊田地区では今泉、河井山のブドウ畑跡地などが見られると。どうしても大型機が入らないというふうなことで、非常に条件の悪いところだけというふうなことで、なかなか対応は難しいのではないかなというふうなことです。

このようなことから、だれが、どのような方法で実施するのか、解消策を実施するのか、どのような活用策があるのかということについて、具体的な検討にはまだ至っていないというのが現状でございます。

続いて、農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業を活用して、遊休農地活用の財源を該当させることができるのか、あるいは他の事業メニューがあるのかというふうなご質問でございます。

農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業と申しますのは、県の単独事業でございますが、農林水産業者、これは個人でもグループで結構ですし、農協などが実施主体となって事業200万円以上で補助率は事業の3分の1と。事業要件として、農林水産業を起点の産出額の増大を図る取り組みであるということだけでございまして、こういった要件に適合した内容であれば取り組みは十分可能だというふうに考えております。

また、遊休農地とは違って耕作放棄地という、先ほど区分ございましたが、国では耕作放棄地再生利用緊急対策事業を行っております。事業に取り組む地域協議会というものをつくらなきゃなりません、そこまでの取り組みは長井市ではまだ行っておりませんので、この部分については今後の検討課題だというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 それぞれに答弁いただ

きましてありがとうございました。

農林課長にお伺いをしますが、ことしいただいた実施計画書の中に、今もやっているんですけども、平成24年まで毎年、各農道4キロ、それから水路300メートルほどを整備しますというふうになっているんですけども、それは土地改良事業との関連でいえばどうなるのでしょうか。そこだけ、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 その実施計画書の関連につきまして、手元にまだ資料がございませんので、改めて資料として提出させていただきますけれども、土地改良区の事業という部分と、私どもで直接予算化をして行うという部分について、その区分がちょっと手元の資料では明確になっておりませんので、後日、資料を提出させていただきたいというふうに思います。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

+ ○10番 高橋孝夫議員 これは農林課が管理をしなければならない農道と水路という意味なのでしょうかね。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 農林課が直接しなければならない部分と、土地改良区がする部分とあると思いますが、基本的に土地改良財産の部分については土地改良区が管理をしていくというふうなことになるというふうに考えております。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 この実施計画の中で言っている白川左岸の部分であるとか、その下の農道水路等の維持管理について、じゃあ後ほど、後日で結構ですので整理をいただければと思います。

まず、土地改良区、土地改良事業の関係ですけども、市長が答弁されたように、とって私どもも悩ましいと思っているんです。実際やろうといっても、本当にできるかという、いろん

な権利と実際の耕作状況が違うということで、かなり難しくなるんだろうなと思えます。

だけど、そう思っている反面、国はずっと今まで面的に集積を行いなさい、大規模にしなさい、機械化しなさい、集約化しなさいっていつずっとやってきたわけですね、農家に対しては。その農家にとっては、大切な生産基盤なわけです。それが本当に損なわれていくことについて何もできないかってなると、これまた大きな問題なんだなあと感じています。ジレンマなんです、私もやってみて。どういうふうに整理をしたらいいのかというのはなかなかわからないし、先が見えない、しかし放置もできない。

私は、今回、質問をさせていただくときに感じたのですが、もう一回、やっぱりこれ最初から戻って考えていかないとどうにもならなくなるのではないかというふうに感じました。

ただ、本当に40年も経過をしていますので、何らかの形で、例えば改良区だけに任せるのではなくて、そういう合意形成の場などをつくる機関、それから市長が言われたように、国あるいは県に支援を求めていく、負担を求めていくということももちろん大切なわけですが、そういう協議体みたいなのを当面つくっていく、それからまず出発していくことが必要なのではないかというふうに感じられるわけですけども、その点については市長、どう思われますか。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

高橋議員が野川土地改良区さんとどのようなお話をなさったかですが、土地改良区の理事長あるいは副理事長と、個別にはそういう悩みはお聞きしておりますが、土地改良区として市の方に対して、例えばそういう協議の機関を設けながら、将来の土地改良の老朽化したいろんな水路等の整備について検討するような協議の場を持ちましょうということの働きかけはございませんでした。

もちろん市の方から、そういう働きかけをするということもあるんでしょうが、やはり土地改良区として一番の課題は、国の農政が変わっていくと。今までは担い手と言われる認定農家中心に土地を集約化させてきたわけです。そしてコストを削減させながら、いわゆる米の自由化になった場合でも対応できるような、そういう経営を目指してきたのが、今度は戸別所得補償ということで、零細の農家も取り組むことによって自給率を上げるというふうに、少し水田農業の方向性も変わってきておりますので、と同時に土地改良に対して補助を制限すると。ですから、全く逆のことなんですよ、国が。

ですから、それに対して市が、いや、じゃあ国を当てにしないでうちで応援するかなんてできないわけですよ。あくまでも個人の財産、生産手段なわけですから、それについて土地改良区さんの方からいろんな働きがあって、じゃあ何か検討しよう、そして県の方に働きかけをしようというようなことを協議するような時期にかかっていることは確かだというふうに思っております。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 私は土地改良区に資料をいただいてお話をさせていただきただけで、こうしましょう、ああしましょうなんていうことで進めてきたわけではないのです。

ただ、私も畑があって、そのときにいろいろお話を聞くんですけども、やっぱり損傷が目立ってきていると、「これ個人でしなければならなくなるのか」と言う農家の方がいらっしゃるわけです。もちろん個人ではできないわけですが、そういったときの負担というのは考えると恐ろしくなる。

市長言われたように、借りてる人もそうですけれども、もし仮に所有者がしなくなれば、借りてる人がしなければ面的な整備なんてできないわけで、どうしたらいいかわかんなくなる

っていうふうに言うわけです。私の代もっていうか、その下って私と同じような年代ですから、これから例えば10年できたとして壊れたとなっても、「あとどうなるかわからない」って言うわけですね。それはやっぱり、これが本当に、じゃあ持続可能なのかというふうになると、そうにはつながっていかないわけです、今度。これはやはり1度お話をさせていただきなさいいけないなという思いで、今回質問させていただいているんです。

私どもも、私どもと言うよりも、私たちもやっぱり、これは農業者だけの問題でないわけですから、しかも市にとっては基幹産業ですからね、ここのやっぱり生産基盤を放置をするわけにいかないという立場で、ぜひ、私は今後検討する機関、そういったところについては積極的に関与をしていただきたいなと思います。

やっぱり矛盾があるわけですが、市長おっしゃるとおり。これは感じますよ、本当に今回いろいろ調べてみて。しかし、それは逆に言えば、この間、進めてきたこととの政策上の違いは少しあるけれど、何だかんだ言ったってよって立つところの問題ですから、そこは合意できる問題だというふうに私も感じますので、根強くというか、根気よく今後も対応いただきたいし、相談にもぜひ市としても乗っていただきたいものだというふうに思っています。よろしくお願ひします。

次に、遊休農地の関係ですが、今回、私もあんまりわからないままに質問させていただいて大変恐縮していますけれども、要するに平成21年、去年の8月の調査の中で、57.6ヘクタールある、遊休農地がという調査があったわけですが、この中で手を加えれば農地に復元できる、回復できるというところってというのは12.1ヘクタールということになるのでしょうか、もう一度そこだけお聞かせください。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 調査年度がちょっと錯綜しておいて大変申しわけございませんでした。

直接的には農業委員会の方で調査されたデータを私の方でいただいでご説明申し上げさせていただきます。平成17年と平成21年度の調査では1ヘクタール程度しか差異がございませんので、多分17年の調査で農地として活用が可能な面積12.1ヘクタールという数字については大きな差はないというふうに感じております。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 ちょっと時間がないのであれですが、これというのは、この12.1ヘクタールをこれからどうしましょうかと、全くもう難しいというところを除いてです。この対応策というのは、いわゆる決め事というか、方針というか、指針といいますかね、こういうふうに活用していきましようとか、こういうふうに復元しようというものはあるのでしょうか、お聞かせください。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 先ほど説明申し上げましたとおり、具体的には担い手の利用集積というようなことを含めて検討したいということでございまして、具体的にここをだれに、どのようにということまでには、まだ至っていないというふうな状況のようでございます。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 これも拡大する一方で、なかなか担い手がないし、つくるところが難しいし、重機が入るのも難しいなんていうところだとすると、具体的に進めようといったってなかなか難しい課題ではあると思います。

そういう中であって、しかし可能だと言われる部分はやっぱり大事にしていくという姿勢が必要だと私は感じているわけですが、そこは地域によって、どうやって利用しますかという中身を協議する場を持つということになる

のか、全体的に計画を立てていくというふうになるのか、ちょっと今回、本当に済みません、農林課でなくて農業委員会であったようですけれど、そこだけちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 大変大切な問題だというふうに私も改めて今回見る資料を見させていただいて感じたところでございます。

直接的には農業委員会が担当して調査を行っております。私も実際に現場を全部見たわけでもございませんので、今後どのような形として、どのような対応が可能か、農業委員会とも相談をしながら対応策を考えてまいりたいというふうに思っております。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 以上で、時間もありませんから質問を終わりたいと思いますが、いずれにしても2つとも大切な問題だと私も思っています。ぜひ以降も市も中心になって対応いただきますようお願い申し上げて、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

蒲生吉夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位4番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 通告してあります2点について、順次ご質問を申し上げたいと思います。

最初に、食料自給率・自給力の向上のためにということでご質問いたします。

食料自給率といった場合には、品目別と総合食料自給率とあるようですが、その総合食料自給率は、1年当たりの国内の食料が国産品でど